

第 7 7 号議案

八王子市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和 3 年 6 月 7 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

八王子市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（令和元年八王子市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次 第 1 章～第 7 章 （略） <u>第 8 章 雑則（第 1 0 6 条）</u> 附則 <u>第 8 章 雑則</u> <u>（電磁的記録等）</u> <u>第 1 0 6 条 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第 1 3 条第 1 項（第 5 9 条、第 6 3 条、第 7 7 条、第 8 4 条、第 8 5 条、第 8 9 条、第 9 7 条及び第 1 0 2 条において準用する場合を含む。）、第 1 7 条（第 5 9 条、第 6 3</u>	目次 第 1 章～第 7 章 （略） 附則

条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。